

四日市市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、次のとおりふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）第22条の3第2項の規定に基づき、告示する。

平成29年4月1日

四日市市長 森 智 広

- (1) 指定代理納付者の指定を受けた者
名 称 ヤフー株式会社
所在地 東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウンタワー
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと応援寄附金
- (3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 指定代理納付者が納付の対象とするもの
次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 1. V I S A
 2. M a s t e r C a r d
 3. J C B
 4. A M E R I C A N E X P R E S S
 5. D i n e r s C l u b

(財政経営部市民税課)